



© Studio Ghilbi

2.5.1 現在

世帯数 61,513(239増) 男 60,578(108増)

人口 122,783(241増) 女 62,205(133増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

3つの密(密閉・密集・密接)を避けることを心掛けましょう

健康課健康係 ☎042-321-1240



新型コロナウイルスに関する情報について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国からの緊急事態宣言が発令中です。市民の皆様におかれましては、引き続き、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策を心掛け、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないようお願いいたします。

また、緊急事態宣言に伴い、イベント等を中止または内容を変更する場合があります。最新の情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。関連情報については市ホームページ(上記QRコード)にまとめて掲載しています。

◆ お困りごとの相談窓口 ◆

生活資金等でお困りの方

自立相談サポートセンター (社会福祉協議会内 ☎042-386-0295)

納付についてのご相談

- ▷各種市税(国民健康保険税を含む) = 納税課納税係 (☎042-387-9823)
 - ▷介護保険料 = 介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9921)
 - ▷後期高齢者医療保険料 = 保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)
- ※その他各種納付のご相談につきましても各担当課へご連絡ください

特別定額給付金について

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。

現在、給付に向けて準備を進めております。小金井市での手続きについては詳細が決まり次第、市ホームページや市報等でお知らせします。

【制度の概要】

■**内**基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方に、1人につき10万円

■**対**基準日において、住民基本台帳に記録されている方

■**手続きを行う人**世帯主

■**申請方法**

▷郵送申請 = 市から郵送により届く申請書に必要事項を記入し、返送する

▷オンライン申請 = マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの特設フォームから申請

■**申請書類発送時期**5月下旬(予定)

■**他**特別定額給付金の概要やよくある質問等は、総務省のホームページまたは総務省のコールセンターで確認ができます。特別定額給付金コールセンター(総務省) ☎0120-260020 平日・休日問わず午前9時~午後6時30分

■**問**市特別定額給付金専用ダイヤル(☎042-383-1970 FAX042-383-5020) 午前9時~午後5時(土曜・日曜・祝日を除く) ※ファクスは5月15日より開設

種類	区分	用途		限度額	併用申込	償還期間(※1)	借受人利率
		運転	設備				
運転資金		○	-	600万円	各限度額および償還期間内で総額800万円	5年以内	0.8% (変動)
運転資金(借換)		○	-			5年以内	
設備資金		-	○	800万円	設備資金と併用申し込み可	7年以内	
設備資金(借換)		-	○			7年以内	
特別設備資金		-	○	200万円	設備資金と併用申し込み可	7年以内	
▷福祉のまちづくりに準じて、利用者が安全で快適に利用できるための、店舗出入口の段差解消や自動扉の設置等の施設整備に必要な資金							
▷地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のために、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要資金							
開業資金		○	○	500万円		5年以内	
▷市内で開業を予定または市内で開業1年未満の事業者への資金							
商店街等振興資金		○	○	800万円		運転5年以内 設備7年以内	
▷市内の法人組織の商店会のイベント開催や共同施設設置等の資金							
経営安定化緊急資金 (令和3年3月31日まで受け付け)		○	-	300万円	運転資金、設備資金、各借換資金、特別設備資金との併用申し込み可	3年以内	0.5% (変動)
▷最近3か月または1年間の売上高が、前年同期と比較して3%以上減少している方を対象							
▷取引先の相手方企業の破産、更正手続開始申立てなどにより、その相手方企業に対して売掛金等回収困難な債権を有している方を対象(連鎖倒産防止対策)							
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金 (令和2年6月1日まで受け付け)		○	-	300万円	運転資金、設備資金、各借換資金、特別設備資金との併用申し込み可	3年以内	なし
▷新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高が、前年同期と比較して3%以上減少している方を対象							
▷新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高およびその後2か月間の売上高見込みを併せた3か月間の売上高が前年同期と比較して3%以上減少している方を対象							

※平成30年度より、法人による開業資金以外の資金申し込みにおける代表者住所を不問としております
※1償還期間には据置期間6か月以内を含みます。運転資金(借換)および設備資金(借換)を除く。

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。

融資が決定した場合は、利息の一部を市が負担し、保証機関への信用保証料(当該融資相当分)の最大2分の1を補助します。申し込みは、6月1日まで受け付けています。

詳しくはお問い合わせください。

問 経済課産業振興係 ☎042-387-9831

小金井事業資金融資あっせん制度

「がんばる中小商工業者を応援します」

申し込みは、随時受け付けています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、利子の全額を市が負担する資金メニューを追加しました。